

大阪市立大東小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の定義をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自分や友だちを大切にする子」「よく考える子」「心も体も元気な子」を育成するために、「大東小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の6点をあげる。

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」、いじめの傍観者も許されない雰囲気を醸成する。
- ② 一人一人を大切にした授業、生活指導に努める。
- ③ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ④ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ⑤ 休憩時間や放課後等の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ⑥ 保護者とのコミュニケーションを大切にし、児童の情報を共有できるよう努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 授業研究等を実施し、個に応じた指導、わかりやすい授業ができるよう指導力の向上に取り組む。
- ② 各教科等の授業における表現活動を通して、言語力の育成を図る。
- ③ 読書好きな児童を育成するために、読書の機会を増やす。

(2) 自己肯定感を高めるために

- ① 大東まつりなどの児童会を主体とする全校一斉行事で、一人一人が主体性をもって活躍することのできる取組みを工夫し、人とのつながりを感じながら、共に楽しみ、共に喜び合える活動にする。
- ② 地域の人たちとの交流や社会見学などの体験学習を通じ、地域や社会の様々な役割に関心をもち、意欲的に関わろうとする態度を育てる。また、自分が他者の役に立っていることを感じ取ることができる機会を全ての児童に提供しながら、自分の将来の生き方と周囲の人とのつながりを考えようとする児童を育てる。
- ③ 学校生活の規律を守る集団を育成するとともに、一人一人の考え方や表現の違いを認め、自分らしさが発揮できる学校の雰囲気づくりに取組み、よりよい考え方や表現の仕方、個性を磨いていく集団を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育の充実を図ることにより、規範意識を高め、互いの違いを認め合う豊かな心を培う。また、日常の自分を振り返り、相手が嫌がることを言ったり、したりせず、人を思いやる態度を育てる。
- ② いじめが絶対に許されない行為であることを全教職員が一貫した態度で訴え、いじめを許さない雰囲気を醸成する。また、学級活動や終わりの会などの話し合いの場を通じ、学級集団がいじめを見逃さない雰囲気になるよう取組む。
- ③ 傍観者がいじめを助長したり、相手の心の傷をより深いものにしたりしていることを繰り返し指導する中で、いじめの「傍観者」もいじめに加担していることを認識できるようにする。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童対象いじめアンケートを学期に一回実施することにより、児童がいじめを訴えやすい状況をつくる。また、アンケート結果から児童と担任との間の認識の乖離に気づき、問題点を洗い出す。必要に応じて個別に聞き取りを行い情報収集に努める。
- ② いじめの兆しは、ふざけ合いやからかいなどの行為に潜む。休み時間や放課後の児童観察は、担任だけが担うのではなく、学年や担任外も含め、学校組織として全体を俯瞰し、情報を共有しながら助長することを未然に防ぐ。
- ③ 気になる児童の様子やその変化、人間関係について「いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのようにした」かを明確に記録する。また、スクールカウンセラーや保健室、校内の相談窓口が活用しやすいよう本人・保護者に広く周知する。

- ④ 保護者や地域と連携し、児童の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。家庭訪問や個人懇談会、連絡帳の記述などにより情報を把握し、いじめが疑われる情報については全ての教職員が情報を共有する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめの発見・通報をうけたとき

いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、迅速に情報を収集する。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。

いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、児童・保護者への対応を組織的に行う。さらに、教育委員会をはじめ関係諸機関への報告を行い、連携して指導にあたる。

② 児童・保護者への対応

いじめられた児童に対しては、安全確保を最優先し、全教職員が情報を共有しながら見守りの体制を整える。「あなたが悪いのではない」とはつきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。いじめた児童に対しては、「いじめは相手の心を傷つけ、命を奪うこともある、絶対に許されない行為」であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。ただし、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得る。

さらに、それぞれの保護者にお互いの児童の気持ちと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

③ いじめが起きた集団に対して

個人情報やプライバシーには十分配慮したうえで、他人事ではなく、自分の問題として捉えられるようにする。全校集会や学級会で話し合うなど、いじめは全体に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

④ ネット上でのいじめについて

ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシーの侵害等があった場合、保護者に連絡をして速やかに関連業者に削除を求めるよう指導する。また、必要に応じて法務局の協力を求めたり、重大な被害が生じる恐れがある場合には所轄警察署に通報したりするなどの措置を講ずる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「いじめ防止対策委員会」を常設

いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを利用し、予防と早期発見の組織体制を構築する。また、いじめ問題の判断を行い、いじめ事案発生時に「いじめ問題対策委員会」を招集する機能をもつ。月1回、職員会議後に児童理解のための情報交換を行うとともに、年に2回、生活指導・人権研修会および特別支援研修会を実施し、研修および情報交換を行う。

＜構成メンバー＞

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担

② 「いじめ問題対策委員会」の設置

早期対応が必要ないじめ問題について、指導方針を決定し、役割を分担する。

いじめ事案の発生から解決まで組織的に担う。

＜構成メンバー＞

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、保健主事、養護教諭、

特別支援教育コーディネーター、当該学年担任

必要に応じて、スクールカウンセラー

【年間計画】

○ 調査等

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・児童対象いじめアンケート調査 | 年3回（7月・12月・2月） |
| ・学校評価アンケート調査 | 年2回（10月・2月） |
| ・学級担任による聞き取り | 隨時 |

○ 研修会等

- | | |
|---------------|------------|
| ・児童理解のための情報交換 | 月1回（職員会議後） |
| ・生指・人権研修会 | 年2回 |
| ・インクルーシブ教育研修会 | 年2回 |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページを積極的に活用し、相談窓口の周知や児童がいきいきと自分しく過ごす学校の取組みなどの情報発信を行う。
- ② 学校協議会で取組みについて議論し、指導・助言をいただくとともに、協力関係を強化していく。
- ③ 相談体制を強化するため、スクールカウンセラーの活用、大阪市こども相談センター教育相談グループや区役所子育て支援室との連携をさらに推進する。

(3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の中期目標を精査しながら、いじめ問題の予防に関連する指標をピックアップし、取組みを強化する。中間評価と最終評価の際に検証を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」の組織体制や機能、構成員について最終評価の際に検を行う。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨、大阪市教育委員会に報告を行う。
- ② 大阪市教育委員会の指導・支援のもと、重大事態の調査組織を設置する。
なお、この調査組織は「いじめ問題対策委員会」を母体とし、重大事態の性質に応じて専門家を加える場合、専門的知識および経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で組織するなど、調査の公平性・中立性を確保した組織の構成に努める。
- ③ 調査組織により、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り明確にする。
- ④ 調査により明らかになった事実関係についての情報を、いじめを受けた児童・保護者に適切に提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- ⑤ 調査結果を大阪市教育委員会へ報告する。

<参考> いじめ発見からの流れ

